

2019年の会社設立に関する重要法令まとめ

2020年1月

One Asia Lawyers ラオス事務所

2019年、ラオスの投資環境は過渡期を迎えました。ラオスは、世界銀行発表の Doing Business 2020 ランキングは190国中154位（昨年と同位）に位置しています。政府は、本ランクが低迷していることを問題視し、改善に向けて第一歩を踏み出したといえます。



2018年2月に企業登録手続き改善の基盤となる「投資環境改善に関する首相令（No02）」が発行されました。それを受けて2019年2月1日から施行されている「企業登録に関する合意（No.0023）」を皮切りに、企業登録、事業許可書取得等に関する法令が以下の通り、発行されています。

発行日	法令名	発行元
1月10日	ネガティブ事業及びコンセッション事業リストの承認に関する首相令（No03）	首相府
1月14日	企業登録に関する合意（No.0023）	商工業省企業登録管理局
1月18日	事業許可証が必要な商工業分野事業の承認に関する合意（No.0044）	商工業省企業登録管理局
1月18日	商工業分野の事業許可ライセンスの発行に関するガイドライン（No.0045）	商工業省企業登録管理局
7月21日	任意による企業印作成に関する通知（No.1412）	商工業省事務局
9月5日	事業登録後の会社に課せられる義務違反に関する措置に関するガイドライン（No.1170）	商工業省企業登録管理局
9月23日	企業印に関する治安維持省の指示（No.1659）	首相府
10月3日	企業印に関する商工業省告知（No.2140）	商工業省事務局
11月6日	企業登録書の裏面の記載内容事項について（No.1555）	商工業省企業登録管理局

上記法令に基づき、企業登録時における関連当局による審査項目や必要書類が大幅に削減されることになり、会社設立にかかる煩雑な手間は解消されつつあります。

他方、商工業省は、これまで事業許可を取得しなくても事業を始めることができた事業分野に対しても事業許可ライセンスの取得を義務づけるなど（No.0044）、企業の事業分野の



範囲に関しては、監視の目を強めていると思われます。また、企業設立後に会社に義務付けられている会社の活動報告に関して、これまでは運用上、緩やかに適用、執行していた状況でしたが、それらの見直しが始まっています (No.1170)。

企業印に関しては、企業印の作成は必須ではない (任意) という内容の通知が一度発出されましたが (No.1412)、運用上、ラオスにおいては、企業印がないと事業が進まない場面が多くあることから、その通知に置き換わる、新たな通知が出され (No.1555)、企業登録書の写しをもって、企業印の発行申請が可能であるという、会社法第 21 条の大原則に従うことで落ち着いています。

また、以前は、経済特区の中に会社を設立する場合は、特段厳しい審査はなく瞬時に会社設立できた印象がありますが、最近では、これまで要求することのなかった、詳細な事業計画書の提出や事業分野によっては、事業許可ライセンスの取得を義務づける場合もあり、経済特区の中に会社設立をする場合においても、事業許可ライセンスの取得に要する時間を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal